経済産業省

２０１９保電安第７号
令和元年６月４日

一般社団法人日本電設工業協会　会長　殿

経済産業省産業保安グループ電力安全課長

事業用太陽電池発電設備に対する台風期前の点検強化の
周知依頼について

日頃から電力設備の保安に御協力を頂き、ありがとうございます。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備が急激に増加しており、昨年の西日本豪雨や台風２１号等では、太陽電池パネル等が水没したり飛散したりする事案が多数発生しました。

自己の設備が原因となって、万が一他者に被害を及ぼした場合、刑事責任や民事責任が生じる場合もあります。

同様の被害の再発を防止するためには、台風期前までに、設置者各々の責任において、対策に万全を期すことが必要です。

貴協会におかれては、会員等に対し、台風期前までに、別記の留意事項を踏まえて太陽電池発電設備の入念な点検を実施するとともに、必要に応じて補強を行うことを周知徹底いただくなど、遺漏なき対応をお願いいたします。

なお、平成２８年９月２３日以降、５０ｋＷ以上の太陽電池モジュールや架台等の飛散又は電気設備の損壊が発生した場合、設置者による事故報告が必要となる場合がありますので、被害の発生を知ってから２４時間以内に、最寄りの産業保安監督部へ報告してください。破損した太陽電池発電設備等に触れると感電する恐れがあるため、十分に注意するようお願いします。

さらに、平成２８年１１月３０日付けで電気事業法施行規則が改正され、５００ｋＷ以上２，０００ｋＷ未満の太陽電池を設置する場合は、使用開始前までに新たに使用前自己確認届出書を提出する必要がありますので、御注意ください。

［問い合わせ先］
産業保安グループ 電力安全課　新エネルギー班
電　話：(03) 3501-1742（直通）　メール：qqnbbj@meti.go.jp

受付
19. 6. -6
一般社団法人
日本電設工業協会

【参考条文等】

○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年３月27日 通商産業省令第52号）

第四条　電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。

○電気関係報告規則（昭和40年６月15日通商産業省令第54号）

第一条

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四　「主要電気工作物」とは、施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち、次に掲げるものをいう。

ニ　太陽電池発電所に属するものにあつては、太陽電池（出力五十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位 相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五十キロボルトアンペア 以上のものに限る。）

七　「主要電気工作物の破損事故」とは、別に告示する主要電気工作物を構成する設備の破損事故が原因で、当該主要電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止することをいう。

第三条　電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法 （大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。

（表中抜粋）

四　次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故

ホ　出力五十キロワット以上の太陽電池発電所

２　前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に様式第十三の報告書を提出して行わなければならない。

経済産業省

２０１９保電安第７号
令和元年６月４日

一般社団法人日本電設工業協会　会長　殿

経済産業省産業保安グループ電力安全課長

一般用太陽電池発電設備のパネル飛散防止に係る周知について

日頃から電力設備の保安に御協力を頂き、ありがとうございます。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備が急激に増加しており、昨年の西日本豪雨や台風２１号等では、太陽電池パネル等が水没したり飛散したりする事案が多数発生しました。

自己の設備が原因となって、万が一他者に被害を及ぼした場合、刑事責任や民事責任が生じる場合もあります。

同様の被害の再発を防止するためには、台風期前までに、設置者各々の責任において、対策に万全を期すことが必要です。

貴協会におかれては、会員や設置者に対し、台風期前までに、太陽電池パネルの飛散防止対策等の必要性について広く周知頂きますよう宜しくお願いいたします。周知にあたっては、必要に応じ、別添資料を御活用下さい。

なお、個別案件で御不明な点等ございましたら、最寄りの産業保安監督部まで御連絡下さい。

［問い合わせ先］
産業保安グループ 電力安全課　新エネルギー班
電　話：(03) 3501-1742（直通）　メール：qqnbbj@meti.go.jp